

第1回 残高証明書と 貸借対照表 の表示

(株) 福祉総研代表取締役・上席研究員
松本和也

皆さん、こんにちは。昨年度の「社会福祉法人会計四方山話」に引き続き、今年度もこの連載を担当させていただくことになりました。1年間よろしくお願いたします。今年度は、現場でよく聞かれる疑問等を毎月一つずつ取り上げ、考え方についてご紹介します。皆さんの現場での参考にしていただくと望外の喜びです。

Q

3月末の金融機関の残高証明書に記載されている残高と、貸借対照表に表示されている額が合致していません。指導監査で指摘されないでしょうか。

これから決算を迎えられる各施設では、よく生ずる点です。

決算における貸借対照表（以下「B/S」と言います。）に記載される額は、各種の証明書と照合することで、正確性が客観的に判別できます。預金や借入金の残高は、金融機関等が発行する残高証明書と照合することができ、分割払いやリース料の残高などは償還計画表と照合することができます。また現金などのように証明書が存在しないものは、複数の者の確認による金種表などで、正確性を担保します。

作成されるB/Sに虚偽や誤謬が生ずることを回避するために各種証明書等との照合は欠かせず、一般の社会においてもB/S計上額と証明書記載額に相違があることは通常は考えられません。しかし社会福祉法人ではこのような現象はあり得ることで、「社会福祉法人会計基準」（以下「会計基準」と言います。）にもこのことを想定した規定があります。

このような現象の原因としてよく見られるのが、積立金と積立資産の処理です。積立金と積立資産に関する会計処理について、会計基準には以下のように記載されています。

【社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い】（下線は筆者。以下同じ。）
19 積立金と積立資産の関係について（会計基準省令第6条第3項関係）
事業活動計算書（第2号第4様式）の当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。
—また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。

このように会計処理を行うことで、B/Sにおける積立金と積立資産はいつも同額を示します。また一般に保育所や認定こども園では、積立資産を通常の預金口座とは別の定期預金等によって保有することが求められています。

積立金・積立資産の積立処理を例に、実務における手続きの順序を見てみましょう。

事業活動計算書（以下「P/L」と言います。）の「繰越活動増減差額の部」は、次のように計算されます。

	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	
	基本金取崩額(14)	
	その他の積立金取崩額(15)	
	その他の積立金積立額(16)	
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	

上の会計基準の文章の初めの下線部分にある当期末繰越活動増減差額は(13)の欄の額で、当期活動増減差額に前期繰越活動増減差額を加算した額です。基本金取崩額は通常は発生しないので、これに積立金取崩額を加算した額（(15)までの計算結果）がプラス

である場合に積立金を積み立てることができ、マイナスであればできません。しかし(19)までの計算結果は、未収金や未払金、減価償却の処理などすべての決算処理を終えなければ確定することができません。また資金収支計算書においても、30%基準をクリアするために積立資産をいくら積立てればよいかは、すべての決算処理を終えてからでなければ確定できません。

*1 保育所において、資金収支計算書の当期末支払資金残高が委託費収入の30%以下であることを求める規制。

そのため、すべての決算処理を終えた後に積立金・積立資産への積立金額を確定し、P/Lにおける積立金積立額を計上して、同時に資金収支計算書における積立資産積立支出を計上することにより、積立金・積立資産を計上したB/Sを決算書(案)とします。そして監事監査を経て理事会、定時評議員会で承認を受けて、決算は確定します。

このような手順を踏むため、積立金・積立資産の処理は4月以降にならなければ行うことができません。しかし積立資産への計上を行っても、3月末までに定期預金への振替を行っていないので、ここで残高証明書との相違が生じてしまうことになります。

決算において積立金 1,000,000 円を積み立てるケースを例に、考えてみましょう。

A法人はB/Sの預金額と残高証明書が齟齬なく

A法人		B法人	
B/S		B/S	
流動資産 普通預金 5,000,000	流動負債	流動資産 普通預金 4,000,000	流動負債
	固定負債		固定負債
固定資産 〇〇積立資産 2,000,000	純資産	固定資産 〇〇積立資産 3,000,000	純資産
	〇〇積立金 3,000,000		〇〇積立金 3,000,000
(残高証明書) 普通預金 5,000,000円 定期預金 2,000,000円		(残高証明書) 普通預金 5,000,000円 定期預金 2,000,000円	

合致しています。しかし積立金と積立資産の額は不一致で、積立金の積立処理を行ったものの、積立資産の処理を行っていないことがわかります。一方、B法人では積立金と積立資産の額は一致していますが、残高証明書とのズレがあります。預金残高の合計額は 7,000,000 円で一致していますが、内訳が合致していません。

どちらの処理方法を採用すべきか、結論として会計基準はB法人の方法で処理することを求めています。定期預金への振替が時期的に遅れたとしても、積立金・積立資産の処理は年度内に行い、両者の額の一一致を優先させるのが会計基準の定めです^{*2}。

この定めは平成 23 年の会計基準(当時「新会計基準」と呼ばれた、現在の「会計基準省令」の前身)制定時のもので、その後の社会福祉法改正時に改正が漏れたままになったと思われる部分です。現社会福祉法では決算が確定するのは定時評議員会とされていますから、「定時評議員会終了後2か月」と解釈することが妥当と言えるかもしれません。

また、このような積立金の処理を原因としてB/S計上額と残高証明書に差異が生じた時は、差異の内容を示す明細書を自主的に作成しておくことをお勧めします。

なお、このような場合に借方を「〇〇積立資産」、貸方を「その他の未払金」などとする処理を行政が求めている例があるようですが、未払金として計上する違和感もさることながら、存在しない積立資産を計上するわけですから預金残高は合計額でも一致しません。さらに財産目録には預金口座等を記載しますが、定期預金が存在しない以上、内容を書くことができない、という問題も誘発します。

会計基準の規定を正しく理解すれば、正しい処理方法がわかりますね。

*2

【社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について】

19 積立金と積立資産について

(2) 積立資産の積立ての時期

積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後2か月を越えないうちに行うものとする。